

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八頭町長 吉田 英人

市町村名 (市町村コード)	八頭町 (313297)	
地域名 (地域内農業集落名)	郡家4地区 (井古、稲荷、下坂、奥谷、堀越、門尾、下門尾、山田の一部、大坪の一部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 4月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域には大型農業法人が2法人あり、地域内農地の約64%が法人等担い手へ集積されている。また、法人間の農地利用調整も実施しており、農地集約計画も進んでいる。
現在の担い手以外の農業者112人のうち77人が70歳以上であり後継者不足、高齢化により離農者が増加する見込みである。
本地域内の担い手への集積集約は進んでいるものの、本地域の大型法人の経営面積も限界に近づいてきている。
【地域の基礎的データ】
農業者:112人(うち60歳以下9人、61~70歳26人)、団体経営体(法人)4経営体(うち3法人 認定農業者)
主な作物:主食用米(酒米含)、飼料用米、飼料用作物、大豆、ハトムギ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農家の高齢化、後継者不足により貸し出し希望農地が出てきた場合は、地域内大型法人へ集積集約していく。大型法人の経営規模の拡大に対応するため、農作業の効率化を進めるための排水路暗渠化事業やスマート農業の導入を進める。
多面的機能支払交付金制度、中山間直接支払交付金制度を有効活用し地域内農道、水路の機能維持ならびに農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	97.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	24.78 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域における農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、基盤整備未実施区域等、今後管理が困難と思われる農地は対象外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域内で離農する農家が出た場合は地域内担い手へ集積する。また、地域内担い手の話し合いにより農地集積計画を定め農地中間管理機構を活用し集約を進める。 地域内で新たに農地の借り入れを希望する者が出てきた場合は話し合いを行い集積集約計画を見直す。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸借は基本的に農地中間管理事業を活用する事とし、地域内担い手の農地集積計画により集約を行う。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>地域内大型法人の規模拡大も限界に近づいてきている。今後の本地域内における担い手への農地集積に対応するため、農作業の効率化を図るため排水路暗渠化事業を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>当地域においては2社の大型法人により農地集積が進んでいる。今後の経営面積が増加していく見込みであり、県、JA等関係機関と連携し経営安定に向けた支援を実施していく。 当地域で就農希望者が出てきた際には、県、JA等関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>高齢化や、所有農業機械の故障等により水稻栽培における一部の作業が困難になった場合などは、一般財団法人八頭町農業公社が窓口となり農作業の受託を斡旋する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②担い手を中心に堆肥散布の取組を強化し化学肥料の低減に努める。
- ③担い手を中心にドローンによる農薬散布などスマート農業の取組を進めていく。
- ④2法人が輸出に向けた日本酒の原料となる酒米の栽培に取り組んでおり、取組の継続及び強化を目指す。
- ⑦多面的機能支払交付金、中山間地域直接支払交付金制度を活用し、農地の保全及び農業用水路、農道の機能維持に取り組む。